

日野市子どもオンブズパーソン
令和 6(2024)年度活動状況報告書

日野市子どもオンブズパーソン

目 次

はじめに	1
I. 子どもオンブズパーソンの概要	
1. 子どもオンブズパーソン設置の経緯	3
2. 子どもオンブズパーソン制度について	3
II. 令和6年度の活動内容	
1. 相談活動の状況	6
2. 普及啓発活動	7
参考資料	
日野市子どもオンブズパーソン条例	10
日野市子どもオンブズパーソン条例施行規則	15
日野市子ども条例	17

はじめに

日頃より、日野市子どもオンブズパーソンの仕事にご協力くださり、またご関心をお寄せくださり、まことに有り難うございます。

日野市は 2008 年(平成 20 年)に子ども条例を制定しました。これは、全国の自治体の中でも 16 番目という早さです(子どもの権利条約総合研究所の調べによる)。当時、職員と子どもとおとなと一緒に議論を重ねて作り上げたことが、市のホームページにも記録されています。子ども条例はこの報告書の後半に収録されてありますので、ぜひご確認ください。

条例は前文で「子どもたちは、『意見は尊重し、最後まで聞いてほしい』…という思いを持っています」と記しています。「最後まで聞いてほしい」というフレーズに心を打たれます。また、第 14 条のタイトルは「守り守られる権利」とされています。多くの場合、ここは「守られる権利」として、おとなには子どもを守る責任があることが書かれる所ですが、それに加えて、日野市は、いまから 17 年前の時点で、子どもたちに「自分を守る」権利があると、明記したのです。これは画期的なことであったと思います。

第 14 条は「守り守られる権利」として(1)から(10)までの例示をしています。その(2)では「いじめ、虐待などの権利侵害から自分を守るために自分の意見を言うこと」を保障しています。第 15 条では、社会参加のための意見表明が保障されていますが、その前に、「自分を守る」という切迫した状況における意見表明を保障したことは、大きな意義があります。

子どもは「意見があります!」と言い出すことは少ないでしょう(おとなだってそうです)。つぶやき、沈黙、表情、身体表現など、さまざまな方法で意見を伝えてきます。子どもは「自分はいま苦しい」という自覚もなく、ましてや言語化もできないまま、つらい思いを抱え込んでいることも多くあります。子どもと一緒に気持ちを表す言葉を探したいと思います。また、話の入り口は些細なことでも、安心して話せそうだなと思えば、やっと深刻な本題を話し出すこともあります(おとなだってそうです)。ですので、あらゆる可能性を想定しながら、子どもと向き合いたいと思います。

子どものみなさま、おとなのみなさま、子どもと関わる関係者のみなさまと共に、子ども条例がそのまま実現していくように、努力したいと思っております。日野市に誕生したばかりのオンブズパーソン制度を、どうぞよろしくお願いいたします。

日野市子どもオンブズパーソン
坂井 隆之



「日野市子どもオンブズパーソン条例」(以下「条例」といい、本稿での条文の引用はすべて同条例を指します)は、日本が「子どもの権利に関する条約」に批准した1994年からちょうど30年という節目の年、2024年の3月に制定されました。そして、同年5月に日野市子どもオンブズパーソンが「市長の附属機関として設置」(3条)され、私たち2名がその委嘱を受けました。

条例では、「子どもが権利侵害その他の不利益(以下「権利侵害等」という。)を受けた場合に、安心して容易に相談や救済を求めることができるよう」子どもオンブズパーソンを設置し、「子どもを権利侵害等から救済」することと、「子どもの権利についての理解を広める」ことによって、「全ての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう、差別的扱いを受けることなく、個人として尊重され、その権利が保障、擁護される社会を実現すること」と定めています(1条)

オンブズパーソンの設置から1年が経ちましたが、市内の子どもたちみんなが「安心して容易に相談や救済を求めることができる」存在になるには、まだまだやるべきことがたくさんあると感じています。

まずは、子どもたちに会いに行き、オンブズパーソンの存在を知ってもらい、子どもたち自身がもっている権利の存在を伝えたいと考えています。また、子どもの周りにいる大人たちと、「子どもたちの健やかな成長」という目的のもとつながっていきたいと思います。さらに、上記の目的を実現するためにオンブズパーソン制度が適切かつ有効に機能する「仕組み」も整えていかなければなりません。オンブズパーソン制度の独立性(9条)を守りながら関係機関と連携(8条2項)し、さらに子どもたちが「容易に相談や救済を求めることができる」(1条)仕組みを考えていきたいと思います。

引き続き、オンブズパーソンとして、事務局、関係機関、そして市民の皆様とともに、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの意見を尊重しながら、子どもにとって最善の利益が図られるよう、活動していきたいと考えています。新しい制度を共に育てていくために、ぜひ、様々な立場からのご意見をお寄せいただきますようご協力をお願いいたします。

日野市子どもオンブズパーソン
鳥生 尚美



I. 子どもオンブズパーソンの概要

1. 子どもオンブズパーソン設置の経緯

日野市では、平成 20 年(2008 年)に「日野市子ども条例」を制定し、すべての子どもが個人として尊重され、その権利が保障されるまちを目指してきました。その第 16 条には、子どもが安心して相談し、権利侵害の救済を受けることができる制度を整備する旨が明記されており、「子どもオンブズパーソン制度」は、この理念に基づいて構築されました。

子どもを取り巻く環境や社会は大きく変化し、いじめや虐待、貧困など子どもをめぐる課題は深刻です。国においては、令和 5 年(2023 年)に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が設置されるなど、子どもの権利擁護と包括的支援を重視する政策を進めています。

日野市においても、こうした社会的要請に応えるかたちで、令和 6 年(2024 年)5 月に「子ども包括支援センターみらいく」を開設し、子どもと家庭の総合的な支援体制の構築に着手しました。そして同時に、子どもの声を丁寧に聴き取り、権利擁護の観点から必要な助言・調査・改善提言を行う「子どもオンブズパーソン制度」を創設しました。これは、「子どもなんでも相談」とともに、子どもに関する支援と権利擁護を整備する取り組みです。

当該制度の設置は、子ども政策の新たな段階に対応し、子どもが自らの声で権利を守ることができる社会を実現するための重要なステップとして位置づけられます。

年月	内容
令和 5 年 10 月	「日野市子どもオンブズパーソン条例(素案)」に関するパブリックコメント実施
令和 6 年 2 月	児童館にて子どもへの意見の聴き取り実施
令和 6 年 3 月	「日野市子どもオンブズパーソン条例」制定
令和 6 年 5 月	「日野市子どもオンブズパーソン条例」施行 子どもオンブズパーソン(2 名)委嘱

2. 子どもオンブズパーソン制度について

日野市子ども条例第 16 条の規定に基づき、子どもが権利侵害等を受けた場合に、安心して容易に相談や救済を求めることができる仕組みとして、日野市子どもオンブズパーソン設置条例及び日野市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則にて、下記のとおり定めています。

(1)設置目的

日野市子どもオンブズパーソンを設置し、子どもを権利侵害等から救済するとともに、

子どもの権利についての理解を広めることにより、全ての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう、差別的扱いを受けることなく、個人として尊重され、その権利が保障、擁護される社会を実現することを目的とする。

(2)主な職務内容

- ①子どもの権利侵害等に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ②子どもの権利侵害等に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査し、及び調整すること。
- ③子どもの権利侵害等に係る事案について、是正等の措置を講ずるよう勧告又は要請すること。
- ④子どもに係る制度の改善を求める意見の表明をすること。
- ⑤子どもの権利を尊重し、保障、擁護することについての理解を広めていくこと。

(3)子どもオンブズパーソンの責務

- ①子どもオンブズパーソンは、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの意見を尊重しながら、子どもにとって最善の利益が図られるよう公正かつ適正に職務を遂行しなければならない。
- ②子どもオンブズパーソンは、市の機関との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- ③子どもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(4)子どもオンブズパーソンへの協力

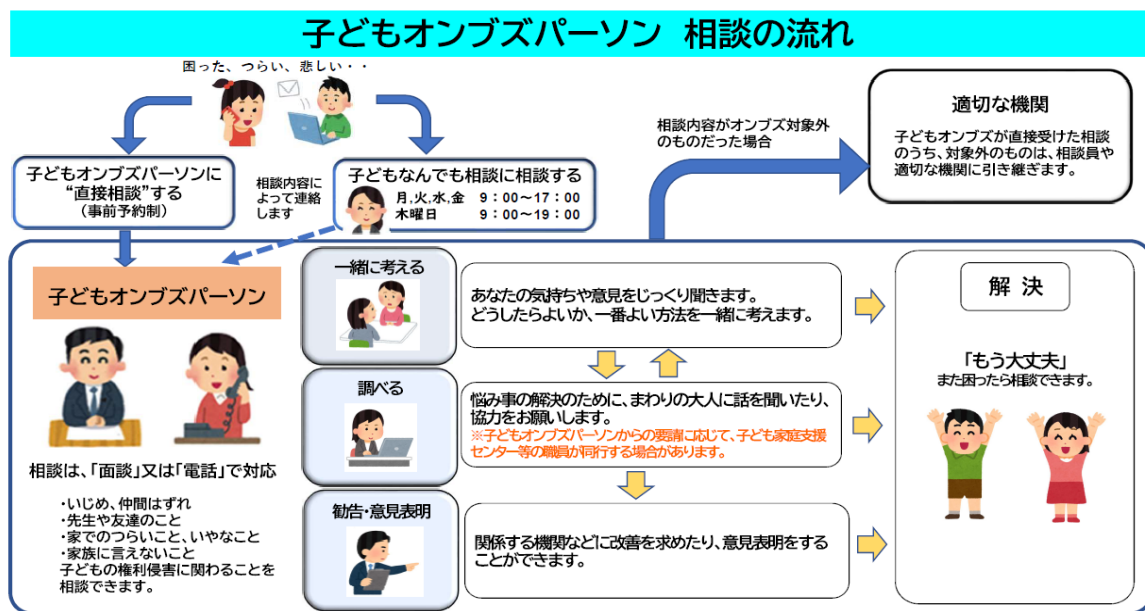
- ①市の機関は、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。
- ②市の機関は、子どもオンブズパーソンから勧告又は意見表明を受けたときは、これを尊重し誠実に対応しなければならない。
- ③市の機関以外のものは、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(5)相談・救済の仕組み

- ①子どもオンブズパーソンの体制
 - ・子どもオンブズパーソンの定数は2人とし、子どもの人権問題に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。
 - ・子どもオンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。
 - ・子どもに係る制度の改善を求める意見の表明は、子どもオンブズパーソンの合議により行う。

氏名	所属等	任期
坂井 隆之	大学教員	令和 6 年 5 月 27 日～令和 9 年 3 月 31 日
鳥生 尚美	弁護士	令和 6 年 5 月 27 日～令和 9 年 3 月 31 日

②子どもオンブズパーソン相談の流れ



子どもオンブズパーソンへ相談するには、直接相談する方法（事前予約制）のほか、まず「子どもなんでも相談」に相談し、必要に応じて子どもオンブズパーソンにつなぐ方法もあります。

なお子どもにとって分かりやすい仕組みとするため、子どもからの相談には、原則、最初の入り口を「子どもなんでも相談」としています。

【子どもオンブズパーソンへの相談予約】

オンブズパーソン事務局

電話番号 042-514-8469

ファクス 042-585-7018

メール fukusei@city.hino.lg.jp

受付日時 月曜～金曜 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く

【子どもなんでも相談への相談】

電話番号 042-506-2899

ファクス 042-586-1855

メール miraiku@city.hino.lg.jp

相談日時 月曜、火曜、水曜、金曜 9:00～17:00

木曜

9:00～19:00 ※祝日・年末年始を除く

（日野市立小中学校の児童生徒が使用している学習用端末からの相談も可能）

Ⅱ. 令和6年度の活動内容

1. 相談活動の状況

子どもオンブズパーソンでは、毎月4回の相談日を設けています。

令和6年5月27日の設置以降、令和7年3月31日までの相談受付件数は延べ7件で、うち新規相談は4件でした。なお救済申し立て、是正勧告及び意見表明については、対象案件はありませんでした。

①相談受付件数

相談受付件数は延べ7件でした。うち新規相談は4件で、そこから継続しての相談が3件ありました。

件数	7	新規相談	継続相談
		4	3

②新規相談者分類

新規相談の相談者については、子ども本人から直接受けた相談が1件、家族の方などから受けたものが2件、関係機関から受けたものが1件ありました。

子ども	保護者	その他
1	2	1

③相談対象の子どもの年代・所属等

相談対象となる子どもの年代・所属等については、未就学児が1件、小学生が1件、中学生が1件、高校生が1件ありました。

未就学児	小学生	中学生	高校生	その他
1	1	1	1	0

④新規相談内容

主な相談内容としては、学校のことが1件、幼稚園・保育所のことが1件、家庭でのことが1件、その他が1件ありました。

内容	相談件数
学校のこと	1
幼稚園・保育所のこと	1
友だちのこと	0
家庭でのこと	1
その他	1

⑤新規相談からの状況

新規相談 4 件とも、相談は終了しています。

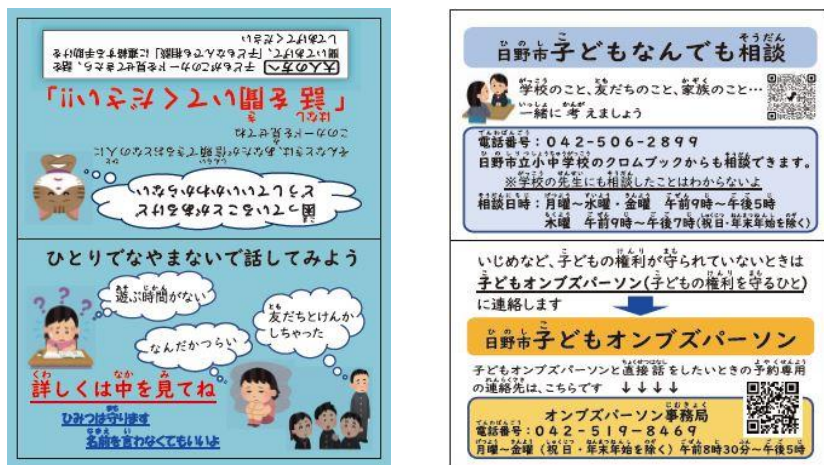
終了	継続
4	0

2. 普及啓発活動

①案内カード・チラシの作成・配布

子どもに対する周知・広報として、カード・チラシ等を作成、配布しました。

【案内カード】



【案内チラシ】



②関係機関等への周知・広報

関係機関等の会議や連絡会等へ参加し、制度の案内などを行いました。

日程	会議等名称
5月7日	定例校長会
7月2日	定例校長会
10月2日	児童館長会
11月5日	定例校長会
3月17日	子ども食堂連絡会

③講演会等での講演

関係機関や市民に向けた講演を行いました。

日程	内容
6月29日	子ども条例推進事業講演会にて講演
10月17日	日野市教育委員会人権教育推進委員会にて講演

④児童関連施設訪問

児童関連施設への訪問を行いました。

・児童館訪問

日程	訪問先
10月23日	ひの児童館
11月22日	もぐさだい児童館
11月27日	さかえまち児童館
12月5日	みなみだいら児童館



・子どもたちの居場所・学びあいの場「ほっとも」訪問

日程	訪問先
1月16日	ほっとも西平山
1月28日	ほっとも高幡
2月12日	ほっとも高幡
3月11日	ほっとも西平山

⑤その他活動

・関係部署との情報交換

日程	内容
7月8日	子どもなんでも相談との情報交換会
8月14日	スクールソーシャルワーカーとの情報交換会
8月21日	子どもなんでも相談との情報交換会
10月17日	子どもなんでも相談との情報交換会
12月19日	子どもなんでも相談との情報交換会
3月31日	子どもなんでも相談との情報交換会

・会議・研修会等への参加

日程	名称
10月5日	第1回子どもの相談・救済機関 首都圏フォーラム
2月22～23日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋
3月7日	第5回自治体職員向け勉強会 子どもの権利救済機関と子どもの最善の利益～子どもの意見を聴かれる権利の保障の視点から～

(子どもオンブズパーソンは自主的に参加)

参考資料

○日野市子どもオンブズパーソン条例

令和6年3月 29 日
条例第 12 号

(目的)

第1条 この条例は、こども基本法(令和4年法律第 77 号)の基本理念にのっとり、日野市子ども条例(平成 20 年条例第 30 号)第 16 条の規定に基づき、子どもが権利侵害その他の不利益(以下「権利侵害等」という。)を受けた場合に、安心して容易に相談や救済を求めることができるよう、日野市子どもオンブズパーソン(以下「子どもオンブズパーソン」という。)を設置し、子どもを権利侵害等から救済するとともに、子どもの権利についての理解を広めることにより、全ての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう、差別的扱いを受けることなく、個人として尊重され、その権利が保障、擁護される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、日野市にかかわる 18 歳未満の人をいう。ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等に規定する施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設に在籍等している 18 歳以上 20 歳未満の人も対象とする。

(設置)

第3条 第1条の目的を達成するため、市長の附属機関として子どもオンブズパーソンを置く。

(組織等)

第4条 子どもオンブズパーソンの定数は2人とし、子どもの人権問題に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

2 子どもオンブズパーソンの任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとし、1期に限り再任することができる。

3 子どもオンブズパーソンの報酬については、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)に定めるところによる。

(兼職等の禁止)

第5条 子どもオンブズパーソンは、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 子どもオンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員(主として、市に対して請負をし、又は市が経費を負担する事業につき市の長若しくは委員会若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者をいう。)と兼ねることができない。

(解嘱)

第6条 市長は、子どもオンブズパーソンが次の各号のいずれかに該当する場合には、議

会の同意を得て、これを解嘱することができる。

(1) 健康上の理由により、職務の遂行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、子どもオンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるとき。

(職務の内容等)

第7条 子どもオンブズパーソンの職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利侵害等に関する相談(以下「相談」という。)に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利侵害等に関する救済の申立て(以下「救済の申立て」という。)又は自己の発意に基づき、調査し、及び調整すること。

(3) 子どもの権利侵害等に係る事案について、是正等の措置を講ずるよう勧告又は要請すること。

(4) 子どもに係る制度の改善を求める意見の表明(以下「意見表明」という。)をすること。

(5) 第3号の規定による勧告(以下「勧告」という。)、意見表明並びに第19条第1項及び第2項の規定による報告の内容を公表すること。

(6) 相談及び救済の申立ての処理状況等について、毎年度市長及び議会に報告し、その内容を公表すること。

(7) 子どもの権利を尊重し、保障、擁護することについての理解を広めていくこと。

2 子どもオンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、意見表明は、子どもオンブズパーソンの合議による。

(子どもオンブズパーソンの責務)

第8条 子どもオンブズパーソンは、第1条の目的を達成するため、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの意見を尊重しながら、子どもにとって最善の利益が図られるよう公正かつ適正に職務を遂行しなければならない。

2 子どもオンブズパーソンは、市の機関との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 子どもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の機関の責務)

第9条 市の機関は、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

2 市の機関は、子どもオンブズパーソンから勧告又は意見表明(以下「勧告等」という。)を受けたときは、これを尊重し誠実に対応しなければならない。

(市の機関以外のものの責務)

第10条 市の機関以外のものは、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(相談及び救済の申立ての範囲)

第11条 この条例による相談及び救済の申立てをすることができる権利侵害等に関する

事項は、次に掲げるものとする。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市外に住所を有する子どもに係るものであって、救済の申立ての原因となる事実が市内で生じたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項は、相談及び救済の申立ての対象としない。

(1) 現に裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等の確定した事項

(2) 現に行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定による審査請求を行っている事項又は審査請求に対する判決を経て確定している事項

(3) この条例に基づき、既に子どもオンブズパーソンによる対応が終了している事項(相談及び救済の申立ての資格等)

第 12 条 何人も、前条第1項各号に掲げる事項について、子どもオンブズパーソンに相談し、又は救済を申し立てることができる。

2 子どもオンブズパーソンは、前項の相談又は救済の申立てがあったときは、相談に応じ、又は救済の申立てを受けなければならない。

3 子どもオンブズパーソンは、相談又は救済の申立てが前条第1項各号のいずれにも該当しないときは、当該相談又は救済の申立てを適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

4 子どもオンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを受けた場合におけるその後の対応の過程において、対象となる者が前条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、適切な機関に引き継ぐ等支援が継続的に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(相談及び救済の申立ての方法)

第 13 条 相談及び救済の申立ては、子どもオンブズパーソンに対し規則で定める方法により行わなければならない。

(調査等)

第 14 条 子どもオンブズパーソンは、救済の申立てに基づき、市の機関に対し、関係書類若しくはその他の記録の提出及び事情の説明を求め、又は実地調査を行う等必要な調査(以下「調査」という。)を行うことができる。

2 子どもオンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、子どもの人権に係る事項についての相談内容その他独自に入手した情報等が第 11 条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの事実について自己の発意に基づき、市の機関に対し、調査を行うことができる。

3 子どもオンブズパーソンは、前2項の規定による調査を行うときは、市の機関に対し、その旨を通知しなければならない。

4 子どもオンブズパーソンは、救済の申立て又は自己の発意に基づき、市の機関以外のものに対し、調査について協力を求めることができる。この場合において、子どもオンブズパーソンは、調査を行うときは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知しなければならない。

- 5 子どもオンブズパーソンは、第1項及び前項の規定による調査を行う場合において、救済の申立てが当該救済の申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われたときは、当該子ども及びその保護者の同意を得なければならない。ただし、子どもオンブズパーソンが当該子どもの置かれている状況等を考慮し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査結果の通知)

- 第 15 条 子どもオンブズパーソンは、救済の申立てに対する調査結果を救済の申立てを行った者及び前条第5項の規定により同意を得た者(以下これらを「申立人等」という。)に対し、通知しなければならない。

(調査の中止等)

- 第 16 条 子どもオンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

- 2 子どもオンブズパーソンは、前項の規定により調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、申立人等及び第 14 条第3項の規定により通知した市の機関又は同条第4項後段の規定により通知した市の機関以外のものに対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告等及びその報告)

- 第 17 条 子どもオンブズパーソンは、調査の結果、子どもの権利侵害等があると認めるときは、市の機関に対し、是正その他必要な措置を講ずよう勧告等を行うことができる。

- 2 子どもオンブズパーソンは、前項の規定により勧告等をしたときは、市の機関に対し、是正その他必要な措置について報告を求めるものとする。

- 3 子どもオンブズパーソンは、第1項の規定により勧告等をしたとき又は第 19 条第1項若しくは第2項の規定による報告があったときは、申立人等に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(市の機関以外のものに対する要請等)

- 第 18 条 子どもオンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正その他必要な措置を講ずよう要請を行うことができる。この場合において、子どもオンブズパーソンは、当該要請をしたときは、市の機関以外のものに対し、是正その他必要な措置について報告を求めることができる。

- 2 子どもオンブズパーソンは、前項の規定により要請をしたとき又は次条第3項の規定による報告があったときは、申立人等に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(是正措置等)

- 第 19 条 市の機関は、子どもオンブズパーソンから勧告等を受けたときは、当該勧告等を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に必要な是正等の措置を講ずるとともに、その旨を子どもオンブズパーソンに報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市の機関は、必要な是正等の措置を講ずることができないときは、理由を付してその旨を子どもオンブズパーソンに報告しなければならない。

- 3 市の機関以外のものは、子どもオンブズパーソンから要請を受けたときは、当該要請

に対して適切に対応するよう努めるとともに、是正その他必要な措置について、子どもオンブズパーソンに報告するよう努めなければならない。

(公表等)

第 20 条 子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、勧告等並びに前条第1項及び第2項の規定による報告の内容を公表することができる。

2 子どもオンブズパーソンは、毎年度、救済の申立ての処理状況等について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

3 子どもオンブズパーソンは、前2項の規定による公表及び報告に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び日野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第1号)の規定に基づき、個人情報の保護に配慮をしなければならない。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和6年5月 27 日から施行する。

○日野市子どもオンブズパーソン条例施行規則

令和6年5月 24 日

規則第 49 号

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市子どもオンブズパーソン条例(令和6年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(相談及び申立ての方法)

第3条 条例第 13 条に規定する相談は、面談、電話その他適切な方法により行うものとする。

2 条例第 13 条に規定する救済の申立ては、子どもオンブズパーソンに申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、子どもオンブズパーソンがやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により救済の申立てを行うときは、子どもオンブズパーソンは、救済の申立ての内容を申立記録書(第2号様式)に記録するものとする。

(調査の実施の通知等)

第4条 条例第 14 条第3項及び第4項に規定する通知は、調査実施通知書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第 14 条第5項の規定に基づき、子どもオンブズパーソンが調査を行う場合における救済の申立てに係る子ども又はその保護者の同意は、同意書(第4号様式)により行うものとする。

(調査結果の通知)

第5条 条例第 15 条に規定する通知は、調査結果通知書(第5号様式)により行うものとする。

(調査の中止等)

第6条 条例第 16 条第2項に規定する通知は、調査中止通知書(第6号様式)により行うものとする。

(勧告等の通知)

第7条 条例第 17 条第1項に規定する勧告又は意見表明は、勧告・意見表明通知書(第7号様式)により行うものとする。

2 条例第 17 条第3項及び第 18 条第2項に規定する通知は、処理経過等通知書(第8号様式)により行うものとする。

3 条例第 18 条第1項に規定する要請は、要請通知書(第9号様式)により行うものとする。

(報告等)

第8条 条例第 19 条第1項及び第3項の規定による報告は、是正等措置報告書(第 10 号様式)により行うものとする。

2 条例第 19 条第2項の規定による報告は、是正等措置報告書(是正等の措置を講じるこ

とができない場合)(第 11 号様式)により行うものとする。

(公表等)

第9条 子どもオンブズパーソンは、条例第 20 条第1項の規定により、勧告等及び報告の内容を公表する場合は、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

2 子どもオンブズパーソンは、条例第 20 条第2項の規定により、救済の申立ての処理状況等を公表する場合は、市広報、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(身分証明書)

第 10 条 市長は、子どもオンブズパーソンに対し、身分証明書(第 12 号様式)を交付する。

2 子どもオンブズパーソンは、条例第7条第1項第1号及び第2号に規定する職務を行うときは、子どもオンブズパーソンであることを示す証明書として前項の身分証明書を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公印)

第 11 条 子どもオンブズパーソンの公印の名称、書体、寸法及びひな形は、別表のとおりとし、健康福祉部福祉政策課長が看守する。

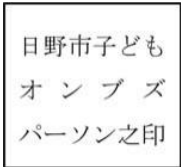
(庶務)

第 12 条 子どもオンブズパーソンの庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

付 則

この規則は、令和6年5月 27 日から施行する。

別表(第 11 条関係)

名称	書体	寸法	ひな形
日野市子どもオンブズパーソン之印	てん書	方 21ミリメートル	

○日野市子ども条例

平成 20 年6月 26 日
条例第 30 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第 10 条)

第2章 子どもの権利(第 11 条—第 15 条)

第3章 相談・救済(第 16 条)

第4章 施策の推進(第 17 条—第 19 条)

第5章 日野市子ども条例委員会(第 20 条—第 22 条)

第6章 雑則(第 23 条)

付則

いつの時代にも子どもは社会の宝であり、日本の尊い「財産」であり、未来への希望です。すべての子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守らなければなりません。

子どもは、より良い環境の中で育てられ、導かれ、守られます。子どもは、自由、幸福を追求する権利をもっています。子どもは、そのおかれている状況により、差別や不利益を受けることがあってはなりません。国籍、民族、言語などにおいて少数の立場の子ども、障害のある子ども、施設で暮らしている子どもは、特に配慮されます。

子どもたちは、「意見は尊重し、最後まで聞いてほしい」、「自分でできる範囲のことは自分で決めたい」という思いをもっています。自分の権利を知り、権利を認め合うことは大切なことです。

おとなは、子どもの力を信頼し、ともに社会をつくっていきます。

おとなは、子どもが健全にすくすくと育っていくことを望んでいます。そして、おとなは、それが実現できる家庭、地域、環境をつくり、子どもの明るい声が響く社会をつくっていきたいと思っています。また、子どもたちが心豊かな人間性を備え、伸び伸びと育っていくために、おとなは自らを見直し、良き手本となるように努め、子どもを分けへだてなく、ときには厳しく、社会に生きるための心得を示すとともに、すべての子どもに対して、社会で生活するルールを身につけて、主体的に判断できるよう、必要な助言、支援、指導を行っていく必要があります。

一方で、子どもを取りまく環境は、いじめや児童虐待など、子どもがもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利が著しく侵害される事例が増え、子どもの健やかな成長への不安は大きくなっています。日野市は、このような子どもをひとりでも減らし、子どもが健やかに成長できる社会環境をすべての市民とともに全力でつくっていかうと考えます。

日野市と市民は、「児童憲章」(昭和 26 年5月5日制定)と、「児童の権利に関する条約」(平成元年 11 月 20 日国際連合総会採択。平成6年条約第2号)の理念に基づき、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障と擁護を進めるとともに、日野市青少年健全育成基本方針(平成 16 年2月 20 日制定)の趣旨を活かしつつ、子どもに一番良い結果をもたらすことを考えるまちをつくるため、「日野市子ども条例」を制

定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日野市(以下「市」といいます。)における子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで、子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、市にかかわる 18 歳未満の人をいいます。ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)などに規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設に在籍などしている 18 歳以上 20 歳未満の人も対象とします。

2 この条例において「市民」とは、子どもを含む市にかかわるすべての人をいいます。

3 この条例において「おとな」とは、市民のうち子どもを除くすべての人をいいます。

4 この条例において「子ども施設」とは、学校教育法、児童福祉法などに規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

5 この条例において「関係者」とは、事業所、子ども施設、国・都など、子どもにかかわるあらゆる機関と人をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもは、ひとりの人間として、人格や個性が尊重されます。

2 子どもは、おとなとともに地域社会を担うひとりの市民として尊重されます。

3 子どもは、家族から温かい愛情が与えられ、家庭の中で心身の健やかな成長が図られ、安らぎが与えられ、社会の基本的なルール、基本的な生活習慣、豊かな情操が育てられます。

4 子どもは、あらゆる暴力や精神的な苦痛、その他不当な扱いなどを受けることなく、人としての尊厳が守られなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を尊重し、関係するあらゆる施策を通してその保障、擁護に努めるとともに、関係者と連携して子どもを健全育成する環境の整備に努めなければなりません。

2 市は、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護に向けて、市民の理解を深めるため積極的に広報活動に努めなければなりません。

3 市は、おとなが安心して子どもを育てられるよう、必要な支援に努めなければなりません。

4 市は、いじめ、虐待などの権利侵害された子どもを守り、その置かれた状況に応じて必要な保護や支援に努めなければなりません。

(おとなの責務)

第5条 おとなは、その言動が子どもの成育に様々な影響を与えることを認識し、子ども

の生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護に努めなければなりません。また、子どもの健やかな成長のための環境づくりに努めなければなりません。

2 前項の責務を果たすために、おとなは次に掲げる役割を担うものとします。

(1) 子ども施設などのおとなは、体罰、虐待又は精神的苦痛を与える行為を行わないこと。

(2) 子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利について理解を深め、その保障、擁護に努めること。

(3) 子どもがその権利を正しく理解し、実現するよう助言、支援、指導すること。

(4) 子どもの意見をよく聞き、子どもの心をくみ取った上で、子どもにとって最善と考えられることを助言、支援、指導し、励ますこと。

(5) 子どもが社会で生活するルールを身につけ、主体的に判断できるよう、子どもの発達状況や子どもとの関係に応じて、必要な助言、支援、指導、激励に努めること。

(6) すべてのおとなは、人と人のつながる地域をつくりつつ、すべての子どもを見守り、育てるという視点を持ち、地域の中で子どもが安心して遊び、学び、休み、育つことができる環境をつくるよう努めること。

(親又は親に代わる保護者の責務)

第6条 親又は親に代わる保護者(以下「親など保護者」といいます。)は、子どもの成長を見守り、子どもを育成することに最も重要な責任があることを自覚するとともに子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護と子どもの健全な育成に努めなければなりません。

2 親など保護者は、前項の責務を果たすために、次に掲げる役割を担うものとします。

(1) 養育している子どもに虐待、養育放棄、精神的苦痛を与える行為などを行わないこと。

(2) 家族のふれあいを通じて、心のかような温かい家庭をつくること。

(3) 子どもの成長、養育に必要な生活条件を整えること。

(4) 発達状況に応じて、子どもが適切な生活習慣、社会的なルール、思いやりなど豊かな情操を身に付けながら成長することができるように深い愛情と責任をもって助言、支援、指導すること。

(5) 親など保護者の意見や考えを一方的に押し付けるのではなく、子どもの思いをくみ取るよう努めること。

(関係者の責務)

第7条 関係者は、市の施策に協力し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を保障、擁護するとともに子どもの健やかな成長を支援するよう努めなければなりません。

(子どもの責務)

第8条 子どもは、自分を大切にするとともに、他の人を大切にし、基本的な社会のルールを守るように努めなければなりません。

2 子どもは、前項の責務を果たすために、次に掲げる役割を担うものとします。

(1) 子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利とともに基本的

な社会のルールを学び、それらを大切にすること。

(2) 他の人がもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を大切に
した上で、自分の権利を実現すること。

(3) いじめや差別など他の人を苦しめることを行わないこと。また、いじめや差別など
がなくなるよう努めること。

(4) 発達状況に応じて、社会の一員として責任と役割を理解し、果たすよう学ぶこと。

(支援・連携)

第9条 市、おとな、親など保護者、関係者は、子どもの健やかな成長のために子どもを支
援、指導し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、
擁護のために連携します。特に市は、必要な場合において、国、公共団体などに協力を
求めていかなければなりません。

(日野市子ども条例の日)

第10条 市は、この条例の目的を推進するため、7月1日を「日野市子ども条例の日」と定
め、条例の趣旨にふさわしい事業を市民とともに積極的に行います。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利)

第11条 子どもは、「児童憲章」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づくすべての権
利と生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利が保障、擁護されます。

2 権利の濫用は許されません。

3 この条例に書かれている権利は、その子どもの生命、健康、内心、名誉にかかわるもの
を除き、一定の制限を受けることがあります。ただし、その制限は法律や条例、規則など
により定められ、他の人の権利や名誉、公の安全や秩序、健康、社会的道徳を保つこと
を目的とします。

(生きる権利)

第12条 子どもは、安心して生きることができるよう、主に次に掲げる権利がありま
す。

(1) 命が守られ、命が尊重されること。

(2) 愛情を受けること。

(3) きちんとした衣食住が保障されること。

(4) 性格、趣味、好み、生き方などのありのままの自分をわかってもらうこと。

(5) 健康が守られ、安全で、成長にふさわしい環境で生活すること。

(6) 適切な医療が受けられること。

(7) いじめや虐待を受けないこと。

(8) 長時間放置されたり、放任されないこと。

(育つ権利)

第13条 子どもは、健やかに成長するために、主に次に掲げる権利があります。

(1) 社会の一員としての適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけ、自覚と責任を
もつよう育てられること。

(2) よい環境の中で人と協調して生きること。

- (3) 個性や他の人との違いが大事にされ、自分らしく生きていくこと。
- (4) 安心して居られる場所があること。
- (5) 学ぶこと、遊ぶこと、休息すること。
- (6) さまざまな社会体験、自然体験をすること。
- (7) 文化、芸術、スポーツに参加すること。
- (8) 伝統や習慣を学び、地域社会の中で育っていくこと。
- (9) 自分に関することについて自分の意見を言い表すこと。
- (10) 自分の考えや自分に関することを年齢と発達状況に応じて、自分で決めること。
- (11) 必要な情報を受けられること。
- (12) 必要とするとき、相談、支援、助言を受けられること。

(守り守られる権利)

第14条 子どもは、自分を守り、守られるために、主に次に掲げる権利があります。

- (1) いじめ、虐待などの権利侵害から逃げること。
- (2) いじめ、虐待などの権利侵害から自分を守るために自分の意見を言うこと。
- (3) いじめ、虐待などの権利侵害を受けたとき、保護、支援、救いを求めることができること。
- (4) 差別から守られること。
- (5) いじめ、虐待、体罰などの暴力から守られること。
- (6) 子どもであるという理由で不当な扱いを受けないこと。また、子どもとして年齢に応じた保護を受けられること。
- (7) プライバシーが守られること。ただし、親など保護者、子ども施設のおとなが子どもを正しく導くために子どものプライバシーに関与せざるを得ないときには、必要最小限とされ、子どもの尊厳が最大限尊重されること。
- (8) 自分に関する情報が不当に利用されないこと。
- (9) 薬物乱用、児童買春、児童ポルノ、援助交際、性的虐待、有害情報などから守られること。
- (10) 相談、回復、社会復帰は、子どもが安心できる環境の中で行われること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、自ら社会に参加するために、主に次に掲げる権利があります。

- (1) 自分の意見を表明し、その意見表明が尊重されること。
- (2) 自分を表現する自由をもつこと。
- (3) 意見や考えは、年齢や発達状況に応じて、その真意をくまれ、適切に配慮されること。
- (4) 友人をつくり、友人と集い、社会に参加すること。
- (5) 社会に参画するときに、意見が生かされる場や機会が確保され、支援が受けられること。

第3章 相談・救済

(相談・救済)

第16条 市は、子どもの健やかな成長を支援する目的で、子どもが、いじめ、虐待などの

権利侵害その他の不利益を受けた場合に、安心して容易に相談や救済を求めることができる体制を整備します。

第4章 施策の推進

(基本施策)

第 17 条 市は、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を保障、擁護し、子どもが安心して健やかに成長できるよう、関係者と連携して主に次に掲げる項目について積極的に取り組まなければなりません。

- (1) いのちと健康の保障
- (2) いじめや虐待を受けた場合に安心して容易に相談や支援を受けることができる体制の充実
- (3) 子どもが抱える問題の早期発見、早期対応のための体制の充実
- (4) いじめや虐待を受けた子どもの心身のケア、いじめや虐待の加害者への適切な対応のための総合的対策
- (5) 家庭や地域における子育ての総合的な支援
- (6) 家族のふれあい、心の通う温かい家庭づくりの推進と家庭の教育力の向上支援
- (7) 学習と発達の保障
- (8) 健全育成環境の保障
- (9) 安全で文化的な環境の保障
- (10) 子どもの社会参加の場と機会の保障
- (11) 情報の提供と啓発
- (12) 子どもにかかわる施策や施設の運営に関して子どもの意見を表明する機会や場の確保
- (13) 子どもの居場所づくりの推進
- (14) 子どもの健全育成を目指した、市民活動への支援、市民活動との連携

(推進計画)

第 18 条 市は、子どもに関する施策の推進に際し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の保障、擁護が総合的・計画的に実施されるように、次に掲げる項目に配慮し、推進計画を策定します。

- (1) 子どもに最も良い結果をもたらすものであること。
- (2) 一人ひとりの子どもに配慮すること。
- (3) 子どもの現状の調査、把握に基づいたものとする。
- (4) 親など保護者、子ども施設にかかわる人、子どもの健全育成にかかわる人、市民の意見を聴くこと。
- (5) 推進計画を公表すること。

(推進体制)

第 19 条 市は、子どもに関する施策を計画的に進めるため、推進体制を整備します。

第5章 日野市子ども条例委員会

(日野市子ども条例委員会)

第 20 条 市は、この条例の目的を推進するため、公募の市民を含む「日野市子ども条例委員会」(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員は、市長が委嘱します。

3 委員会は、次に掲げる 10 人の委員で組織します。

(1) 公募の市民 5人

(2) 青少年健全育成、福祉、教育などの子どもの権利、健やかな成長にかかわる分野における学識経験者 5人

4 委員の任期は2年とします。再任は1回限り認められます。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

6 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはいけません。その職務を退いた後も同様とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営に関して必要な事項は、市長が定めます。

(委員会の職務)

第 21 条 委員会は、市長の諮問による検証、委員会独自の検証を行います。

2 委員会は、市長の諮問を受け、その検証結果を市長に答申します。

3 委員会は、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護の状況、子どもの健全育成環境の状況について検証を行い、市長に提言します。

4 委員会は、審議にあたり、市民から意見を求めることができます。

(提言、公表)

第 22 条 市、関係者は、委員会の活動に協力し、市は、その答申、提言を尊重し、必要な対応をとります。

2 市は、答申、提言に基づいた対応について公表します。

第6章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めます。

付 則

この条例は、平成 20 年7月1日から施行します。

日野市子どもオンブズパーソン
令和 6(2024)年度活動状況報告書
令和 7 年 7 月発行

【オンブズパーソン事務局】
〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1
日野市役所 福祉政策課内
電話番号 042-514-8469
メール fukusei@city.hino.lg.jp